

よくある質問

Q1 クラスA・クラスAA(ダブルA)、クラスAAA(トリプルA)の違い

クラスA：健康経営は、経営の手法の一つであることから、経営者が主体となることが前提となるため、健康経営の取組に対して、経営者の理解と関与がされている事業所となります。

クラスAA：生産管理や品質管理など管理業務で用いるPDCAサイクルでのPD部分に当たります。
推進体制を整備し、従業員の健康診断等の結果をもとに、健康課題を明らかにすることで、具体的な取組につなげている事業所です。

クラスAAA：PDCAのCとAに当たります。
取組内容の効果を振り返り、次の取組につなげていきます。
健康経営では、生産性だけでなくモチベーションなども評価の対象となることから、従業員の主観的な変化や数字でとらえられるデータを基に評価を行うことが重要と考えました。
また、次の取組の継続性を問うことで、健康経営のPDCAサイクルが回っているかを確認します。

Q2 クラスA～AAA、認証外の公表の仕方とその理由

認証された事業所は、本市ホームページや別途作成予定の事例集などで、取組内容を御紹介する方法で、公表する予定です。応募事業所名は公表しないため、「認証外」の事業所名が公表されることはありません。

認証事業所については、クラスAからクラスAAAの区分ごとにホームページ等で御紹介する予定です。

これは、認証を受けた段階で一定水準を満たした事業所であることを明示するとともに、認証を受けた事業所の皆様が、取組を継続していただき、より高い水準へ段階的にステップアップしていただきたいという思いから、クラスごとに公表する運用としたいと考えています。

なお、認証メリットのうち、認証区分に応じて、内容に差異を設けるメニューがあります。

Q 3 認証メリット

- (1) 認証状の発行
認証決定後、認証状を発行します。
- (2) 横浜市ホームページでの取組紹介
横浜市ホームページ「Wellness Life Style」に事業所情報や取組内容を掲載するほか、「横浜で働こう！～就職応援ポータルサイト」にリンクを貼り、広く取組を紹介するなど、認証事業所のPRを積極的に行います。
- (3) 活動支援
本市在籍の専門職（保健師・栄養士等）による訪問相談（無料）や、体組成計等の健康測定機器の貸与等、関係機関と連携を図り、社内の従業員の健康づくりをサポートします。
※健康測定機器の内容
体組成計、握力や長座体前屈、ロコモ度テストなどの体力測定機器、手洗いチェッカーなどの貸出しを予定しています。
貸出しについては、事前に使用方法についての講習をお受けいただく場合もあります。利用方法などの詳細は、認証後にお知らせします。
- (4) その他
今後、他社の取組状況等の情報共有を行う認証事業所間の意見交換会を開催するとともに、横浜市融資制度での優遇などについて検討していきます。

Q 4 認証期間が2年間という理由はありますか

事業所が健康経営の取組を行い、結果を把握するためには、健康診断を基準になると考えています。

年1回の健康診断は時期も限られている場合が多い状況から、取組結果を把握できるよう2年と設定しました。

また、取組状況に合わせて区分を分けていることから、継続して取り組んでいただくことを促進するよう、更新には手続きを設けました。

Q 5 認証の更新手続きについて

認証期間が満了する年度に、再度申請、審査を受けることで継続することができます。なお、この認証の更新は、取組を継続し、段階的にステップアップしてほしいという趣旨から、新規の申し込みと同様の手続きを想定しています。

Q 6 認証マークはあるのか

認証事業所が活用可能な認証マークの作成を予定しており、来年3月に開催予定の認証式で公表する予定です。

Q 7 健康経営銘柄を取得した企業を対象外としている理由は？

「健康経営銘柄」は東京証券取引所の上場会社の中から、健康経営の取組に優れた企業を、業種区分毎（1業種で1社）に選定して公表するものです。

これにより選定された企業は会社の規模等からみても、自立した取組を展開することが可能であると考えています。

したがって、健康経営銘柄選定企業は対象としないこととしました。

Q 8 全国健康保険協会神奈川支部等の制度との連動性

全国健康保険協会神奈川支部が10月から実施している「神奈川健康企業宣言」制度とは、調査票や支援制度を精査し、相互にステップアップしていくような制度設計にしています。

Q 9 この応募用紙の内容で、企業の健康経営の状況が判断できるのか

経営指標については、取組後すぐに反映されるものではないことから、現時点では、財務状況としての生産性等は指標としていません。

Q10 労働関連法規の遵守を前提とした考え方

労働安全衛生法等の事業所に係る法令の遵守については、本来事業所がすでに守るべき内容であると考えています。

横浜市としては、重大悪質な事案により、法令等に違反し処分を受けていないことを確認し、なおかつ記載内容に相違がない事を署名にて担保していただくこととしています。

また、審査の際に、記載内容に齟齬があり、ヒアリング等により、虚偽の記載が認められた場合は、応募の取り下げや、審査を経たうえで認証見送り等の対応を取らせていただく場合があります。

なお、認証後に違反等が判明した場合には、認証の取消等の措置を取らせていただくことを想定します。